

こどもわけもん政策モニター事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

こども目線での様々な意見を聴取することで、今後の施策に生かし、こども基本法に掲げるこどもまんなか社会の実現を図る。

2 業務の名称

こどもわけもん政策モニター事業

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務委託の内容

1の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

(1) こどもわけもん政策モニターへのアンケートの実施について

① こども政策わけもん政策モニターの募集

意見聴取の対象となる「こどもわけもん政策モニター（以下、「モニター」という。）」を募集する。なお、募集人数については、未就学児が100名以上、小学生が100名以上、中学生が100名以上、高校生が100名以上で合計400名以上とし、先着順とする。

また、未就学児及び小学生については、保護者も併せて募集する。

なお、募集に係る作業は以下のとおりとするが、特に募集が難しい中学生・高校生へのアプローチについては、どのような手法で実施するのか具体的に提案を行うこと。

ア モニター募集のための周知・広報

幅広くモニターを募集するため、モニター募集に係るチラシを作成し、支援団体や各種媒体などを通じた効果的な募集を行う。

イ 募集申込の受付・一覧の作成

モニターの募集については、毎日応募状況を確認し、募集定員に達していないかなどの確認をするとともに、必要に応じ県へ報告を行う。

なお、募集定員以上にモニターの応募があった場合の取扱いについては、県と協議の上、決定する。

ウ モニターの選定・連絡

応募のあったモニターに対して、モニターに選定された旨連絡を行う。

② モニターへのアンケートの実施

アンケートの実施回数は1回とし、以下のとおりとする。

ア 方法

オンラインでの実施

イ 時期

令和8年9月～12月（県との事前調整からアンケート回収までの時期）

ウ 質問数

概ね20問程度

県の役割	委託事業者の役割
・庁内から、こどもから意見を聴取したい課を募集し決定する。	・選ばれた課と質問内容の調整。 ・こどもたちに伝わるようアンケート内容を適宜修正。 ・回答がないモニターに対して催促を行い、回収率を高めるとともに、回答ができていない理由なども併せて聞き取る。

③ 配布するノベルティの作成・配布

アンケートに協力したこどもへ配布するノベルティについて、県と協議の上、人数分製作し配布する。

なお、ノベルティのデザインについては、「ひなたの出会い・子育て応援運動」のロゴマークを使用するものとし、デザイン等は提案とする。

(2) 訪問型意見聴取（キャラバン隊）の実施について

こどもから直接意見を聴取するため、学校や施設等を訪問するキャラバン隊を実施する。

① 時期

令和8年7月～

② 訪問先

種別の異なる3施設程度（放課後児童クラブ、こども食堂、中学校・高等学校等）を訪問先として選定し、理由も併せて提案すること。

ただし、最終的な訪問先や当日聴取する意見のテーマについては、県と協議の上、決定する。

③ その他

訪問時にはモニターへの登録を促すこと。

5 成果品等の納入場所

事業完了後、次に掲げる成果品を提出すること。

なお、成果品の取りまとめにあたっては、宮崎県と十分な調整を行うこと。

- (1) 業務報告書
- (2) モニターより徴したアンケート結果
- (3) 当該業務の遂行過程で取得し又は作成した資料一式
- (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ

6 委託事業に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- ② 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- ① 金銭出納簿等の会計関係帳簿
- ② 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
- ③ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
- ④ その他、協議の上、必要と認められる書類

7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定する。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判をうけることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。